

坂井市 洪水・土砂ハザードマップ

(春江地区)

計画規模降雨と想定最大規模降雨について
2種類のハザードマップを活用して、日ごろから安全な避難方法を検討しておきましょう。

- 1 まずは…
- 「計画規模降雨版」を参考に、避難施設と避難方法を検討しておきましょう。
- 2 次に…
- さらに強い雨が降り続くなど最悪の状況に備えるため、「想定最大規模降雨版」を参考に、より安全な避難施設と避難方法を検討しておきましょう。

※災害時での冷静な判断は大変困難です。日ごろから避難行動を検討しておきましょう
想定最大規模降雨を示す理由
地球温暖化による気候変動の影響は、これまでの常識が通用しない規模の豪雨となって私たちの生活に襲い掛かってきます。このような災害から身を守るため、想定最大規模による浸水深さを示しています。想定最大規模の降雨の場合、近くの避難所が使用できなくなったり、自宅の2階の高さを超えて浸水することも想定されます。

災害情報の伝わり方・伝え方

情報の伝達手段

市では防災行政無線をはじめ、広報車などを出して、災害情報を伝えます

避難情報

防災行政無線
防災アプリ・メール
市ホームページ、SNS
広報車
テレビ・ラジオ

住民の皆さん

事前に登録をお願いします

市から伝達される情報の受信方法のうち、以下については、事前の登録が必要となります。

防災行政メール
防災アプリ
音声一斉配信

詳しくは市の公式ホームページをご覧ください

QRコードはこちら

災害時伝言ダイヤル（171）の利用

災害時伝言ダイヤルとは、安否確認を録音・確認することができる「声の伝言板」です。※災害時のみ利用できるサービスですが、毎月1日や15日など、体験利用できる日があります。

録音するとき

再生するとき

171をダイヤル

流れてくる音声案内に従います

1をダイヤル

自分の電話番号をダイヤル

流れてくる音声案内に従い、録音や再生をしてください

2をダイヤル

相手の電話番号をダイヤル

※固定電話などの場合は、市外局番からかけください
※録音時間は30秒以内に限定されています。伝えたい情報を整理してから録音して下さい
※家族内で、日ごろから録音する電話番号を決めておきましょう

避難情報について

災害発生危険がある場合は、下表に示す警戒レベルが出され、レベルによって避難の判断が変わります。

警戒レベル	状況	避難の判断	市からの避難情報	避難行動など	気象庁等からの避難情報(警戒レベル相当情報)
1	今後気象状況悪化のおそれ	危険の前ぶれ	—	災害の前兆や身の危険を感じたら… 自主避難所が開設されます 自らの避難行動を確認しましょう	大雨注意情報 洪水注意情報 氾濫注意情報
2	気象状況悪化	自主避難	—	【洪水災害の前兆】 ・自分の地域で豪雨や長雨が続けている ・近くの川の上涨で、豪雨や長雨が続けている 【土砂災害の前兆】 ・崖から水がわき出ている ・斜面から水が噴き出す	大雨警報 洪水警報 氾濫警報
3	災害のおそれあり	自主避難	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 避難に時間要する人(高齢者、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は危険な場所から避難をしましょう。その他の人は、避難の準備をしましょう。	大雨特別警戒情報 洪水特別警戒情報 氾濫特別警戒情報
4	災害のおそれ高い	必ず避難	避難指示	危険な場所から全員避難 指定避難所が開設されます 速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報
5	災害発生又は切迫	洪水発生	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保! 既に災害が発生又は切迫している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。※警戒レベル5は必ず出される情報ではありません 自宅にいるときに浸水が始まったら！ すぐに2階以上に避難してください！ 避難途中で浸水が始まってきたら！ すぐ近くにある高い建物などに避難してください！	大雨特別警戒情報 洪水特別警戒情報 氾濫特別警戒情報

※1 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めた危険を感じたら自主的に避難するタイミングです
※2 避難指示は、現在の避難勧告のタイミングで発令されます

ハザードマップの使い方

ハザードマップの地図面で自分の家どこにあるのか確認します

色が塗られていない

色が塗られている

家のある場所に色が塗られているか確認します

色がか塗られている

災害の危険があるので、原則として、避難所等への避難が必要です

ただし、右の4つの条件全てに当てはまる方は、自宅での避難も可能です。自宅での避難する際には、以下のことに注意しましょう。

- ・2階以上に避難しましょう！
- ・斜面からは「高く」「遠く」離れた場所へ避難しましょう！

自宅での避難が可能な4つの条件

1

ご自宅に

家屋倒壊等氾濫想定区域*が塗られていない方

※ 想定最大規模降雨版(地図面)をご確認ください

2

2階以上のご自宅にお住まいで、かつ浸水深が

10m以上
5～10m未満
3～5m未満

で塗られていない方

3

ご自宅に

土砂災害特別警戒区域
急傾斜地
土石流
地すべり

が塗られていない方

※ 三国地区と丸岡地区にお住まいの方は地図面をご確認ください

4

水が引くまで自宅で避難可能な方(水や食料などの備えが十分な方)⇒浸水継続時間図*をご覧ください

※ 浸水継続時間は、想定最大規模降雨版(情報・学習部)をご確認ください

ハザードマップを使ってみましょう

ハザードマップに避難所までの避難経路を書き込みましょう。書き込み際は、土砂災害や河川の横断箇所などの危険な箇所をできるだけ避けましょう。避難経路が決まったら、ハザードマップを持参して実際に現場を歩き、気になった点や危険な場所をハザードマップに書き込みましょう。

防災訓練に参加しましょう

防災訓練に参加してみよう。例えば、避難所の開設や運営の訓練などに参加することで、住み心地などを確認できます。

避難情報や持ち出し品などをチェックしましょう

1

避難情報を確認しましょう

2

避難時の持ち出し品を確認しましょう(詳しくは「避難時の持ち出し品」をご覧ください)

3

近所への声掛けができるよう、日ごろから近所付き合いを密にしましょう

マップを見る上での注意点

1. 早期の立退き避難が必要な区域

激しい水の流れて家屋が押し流されたり、2階を超えて浸水する可能性がある区域など、自宅に留まることで、かえって危険になる区域があります。これらの区域を「早期の立退き避難が必要な区域」として示しています。区域内にお住まいの方は、早めに安全な場所へ避難してください。

① 家屋倒壊等氾濫想定区域

氾濫流
堤防の決壊などによる強い水の流れにより、木造家屋が倒壊

河岸浸食
強い水の流れて河岸が削り取られ、家屋が地盤ごと倒壊

② 浸水想定が3mを超える区域

浸水想定区域のうち、2階(3m)以上の浸水が想定されている区域です。このような区域では2階へ避難しても危険です。

浸水深が3mを超える区域

10m以上
5～10m未満
3～5m未満

地図面にはこれらの凡例で示されています。

③ 土砂災害のおそれがある区域

土砂災害が発生した場合に建物や壊れたり、住民に危害が生じるおそれがある区域です。大雨等で立退き避難が危険な場合は、自宅の2階以上で、なるべく斜面から離れた部屋へ避難してください。

土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域
急傾斜地
土石流
地すべり

三国地区と丸岡地区の地図面には、これらの凡例で示されています。

2. 過去の浸水範囲

坂井市では、これまでに中小規模の浸水被害が確認されています。過去に浸水した箇所は、土地が低いなどの特徴がある箇所です。地図面に示されている過去の浸水範囲をもとに、避難経路について考えてみましょう。

過去の浸水範囲

地図面にはこの凡例で示されています。

3. こんな隠れた危険にもご用心！

バックウォーター現象に注意！

バックウォーター現象とは、増水した本流の流れにせき止められることで、支流の水位が急激に上がる現象のことです。

令和2年7月豪雨では、熊本県の球磨川が氾濫し、その支流との合流付近でこの現象が発生し、大きな被害が出ています。

水位が上がり氾濫

イメージ図

避難場所の種類について

避難とは「難」を避けることです
ハザードマップで安全と判断される場所にいる人も、避難経路などを確認しておきましょう

① 避難場所

緊急時において安全を確保するための場所

凡例	名称	役割	施設の例
指定緊急避難場所	指定緊急避難場所	災害ごとに安全性等を考慮して指定する、防災法施行令で定める基準に適合する安全を確保するための場所	小・中学校のグラウンド等
避難場所	避難場所	上記のほか、災害時の避難をより適切、有効なものにするため選定した場所	公園・グラウンド等
一時避難場所	一時避難場所	区や自主防災組織が自主的に指定し、災害時等に一時的に避難する場所(地図には記載されていません。区長等に確認ください)	集会所等

② 避難所

被災者が生活を送るための施設

凡例	名称	役割	施設の例
指定避難所	指定避難所	市が規模及び設備等を考慮して指定する、防災法施行令で定める基準に適合する被災者が生活を送るための公共施設	小・中学校等
自主避難所	自主避難所	避難勧告等の発令までには至らないが、市民の不安を解消するため、市が事前にコミュニティセンターなどに開設する避難所	コミュニティセンター等
避難所	避難所	上記のほか、災害時の避難をより適切、有効なものにするため選定した施設。指定避難所や自主避難所が、避難者がいっぱいになると予想される場合に開設	文化・体育施設等
福祉避難所	福祉避難所	一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者、特に配慮された施設	保健センター等

避難時の心得について

近所への声掛けと徒歩避難

発災時の車での避難は、渋滞の発生、川への転落、浸水したアンダーパスでの立ち往生など様々な危険性があります。このため、避難の際は徒歩が基本となります。避難の際には動きやすい服装で、また、2人以上での避難を心がけましょう。また、避難時には、隣近所にも声掛けを行うなど助け合いましょう。

安全な場所に住んでいて、身を寄せられる親戚や知人がいる場合は、そのお宅に避難しましょう(日ごろから相談しておきましょう)。

運動靴や歩行中に豪雨に見舞われたときは、アンダーパスに注意しましょう

※歩行者や自転車用のアンダーパスもあります。あらかじめ地図面を確認しておきましょう。

避難時の持ち出し品

避難の際には、例えば以下の物資を事前に準備し、携帯しましょう。

消毒液	オラルケア用品(うがい薬等)	携帯電話	非常食
マスク	健康保険証	モバイルバッテリー	飲料水
体温計	ウエットティッシュ	懐中電灯	食器・サララップ
お薬手帳	簡易トイレ	現金(小銭)	育児用品(粉ミルク等)
常備薬・応急医薬品	衣類	預金通帳・印鑑	軍手

土砂災害の前兆現象に注意！

土砂災害は、大きく分けて「がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)」、「土石流」、「地滑り」の3つに分類されます。いずれも長時間の降雨により、発生の危険性が高くなります。

土砂災害のおそれがある渓流

地滑り

急傾斜地の崩壊

土石流
大雨で山や谷の土砂が崩れ、水と混じってものすごい勢いで谷底に向かって流れる現象

地滑り
比較的緩い斜面が、広い範囲にわたって滑り落ちる現象

急傾斜地の崩壊
降雨・融雪・地震などがきっかけで、急な斜面が突然崩れ落ちる現象

前兆現象の例

前兆現象の例

前兆現象の例

前兆現象の例
・転石のぶつかり合う音がする
・川の水が異常に濁る
・有機物(腐った土)のにおいがする

前兆現象の例
・地面にひび割れができる
・沢や井戸の水が濁る
・擁壁や電柱が傾く

前兆現象の例
・がけから小石がバラバラと落ちる
・がけから水が噴き出す
・樹木が傾き、揺れる音がする

出典：国土交通省、内閣府(防災担当)

春江地区の要配慮者利用施設一覧

No	名称	電話番号
1	春江病院	51-0029
2	春日レディスクリニック	51-6080
3	春江中学校	51-0188
4	春江小学校	51-0172
5	春江南小学校	51-0157
6	大谷小学校	72-0030
7	春江東小学校	58-5820
8	スプリングセルズ	63-5585
9	サンシャイン 春日	51-8787
10	春江総合福祉センターいも荘	51-4545
11	ガーデンハイツ 春江	51-6233
12	ガーデンハイツ 春江 ディサービスセンター	58-0183
13	介護老人保健施設 ライフハウスはるか	51-0157
14	介護福祉サービスセンターふれあいの郷	58-0080
15	よりデイサービスセンター	51-8100
16	ショートステイやすらぎ春江	63-6308
17	デイホーム ゆり	51-8100
18	グループホーム ゆり	51-8100
19	ケアセンター ゆり	51-8100
20	デイサービスセンター カルミア春江	51-1250
21	運動型デイサービス アグニ	58-0188
22	短期入所生活介護 はるか	58-0182
23	小規模多機能型居宅介護施設 きなせ	58-0151
24	デイサービス いちはるえ	51-0678
25	デイ・フィットネスあまら 春江店	72-3900
26	デイサービス いはるえ	43-0503
27	介護福祉サービスセンターふれあいの郷	51-6214
28	春江病院 通所リハビリ	51-0029
29	プライムバトン春江	51-0400
30	プライムバトン春江 ディサービスセンター	51-2288
31	認知症対応型通所介護 いも荘	63-5585
32	ケアハウス スパングルズ	51-5188
33	はるか生活介護事業所	72-4022
34	クワン・カミヤ	51-4547
35	AOZORA 施設	63-6098
36	ほっこり AOZORA	51-5186
37	すまいるステーション	51-8000
38	福井県児童科学館	51-5656
39	江原上コミュニティセンター(春江児童室)	51-0480
40	春江中後育園	51-2288
41	春江南後育園	51-8022
42	春江東後育園	51-3046
43	春江幼稚園	51-2372
44	春江東幼稚園	58-5833
45	春江みどり保育園	51-0285
46	いと勢認定こども園	51-2715
47	いと勢児童クラブ	51-5200
48	春江幼稚園	0120-45-3415
49	ハーツきずはるえ	58-0882
50	キッズハウススプリ	51-8850
51	春江第一児童クラブ	090-8995-0600
52	春江第二児童クラブ	090-5179-2601
53	春江西第一児童クラブ	090-5176-4917
54	春江西第二児童クラブ	090-2961-3603
55	大谷児童クラブ	090-5178-0807
56	春江東第一児童クラブ	090-5178-3430
57	春江東第二児童クラブ	090-2961-9419
58	放課後子どもサングル	090-2017-7267
59	春日レディスクリニック こりすの家	58-2323

要配慮者利用施設位置図(春江地区)

要配慮者利用施設…主に高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する方が利用する施設のこと

災害時の要配慮者への支援

高齢者・妊婦の方

目の不自由な方

耳の不自由な方

児童・外国人の方

災害時の要配慮者への支援

高齢者・妊婦の方
・寝たきりの高齢者の場合は、担架や毛布等を使って、複数で協力し合って避難しましょう
・お歳で足元が見えず、また身体が思うように動きません。必ず誰かに先導のものと避難しましょう

目の不自由な方
・杖を持った方の手はとらず、ひしの辺りにゆっくりとふれて歩きましょう
・方向や目の前の位置などは、時計の文字盤の位置を想定して伝えましょう

耳の不自由な方
・筆談は要点をわかりやすくしましょう
・話をするときは、顔をまっすぐ向け、口を大きく動かしてゆっくりと話しましょう

児童・外国人の方
・孤立しないよう、身振り、手振りで話しかけ、不安を取り除きましょう
・低学年の場合、手を引いてあげる等、誘導してあげましょう

坂井市洪水・土砂ハザードマップ(令和3年3月発行) 発行/坂井市建設部 建設課 TEL:0776-50-3051 FAX:0776-67-7522